

	書類や図面の種類、記載場所	よくある修正内容、添付忘れ	記載上の注意など
1	正本、副本の書類	書類に相違がある。	正本と副本は同じ書類としてください。
2	申請書書類の並べる順序	書類はどの順番に並べたらいいか。	「長期優良住宅認定申請の添付図書一覧」をご確認下さい。 https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/302206.pdf
3	申請書第一面 申請者の氏名	他の申請書と字が異なる。	旧字体なども含めて、他の申請（許可書等）の漢字と相違がないか確認してください。
4	申請書第一面 申請者の住所	申請者の住所が他の書類と違う。	建築確認申請など他の許可申請等に記載の申請者の住所と相違がないか確認してください。
5	申請書第一面 手数料の貼付け	手数料（県証紙）はどこに貼り付けたらいいか	申請書第一面の裏面に貼り付けてください。 また、手数料の額が合っているか確認して下さい。
6	申請書第二面 【1. 地名地番その他の書類】	地名地番が他の書類と違う。	建築確認申請など他の許可申請等に記載の地名地番と相違がないか確認してください。
7	申請書第二面 【5. 床面積の合計】	【5. 床面積の合計】の数値は、【6. 建て方－各階の床面積の合計】と一致させる必要があるか。	建築確認等の面積と同じ数値を基本とします。 ただし、カーポートなどの別棟の建築物や、住宅以外の部分の面積を除きます。 なお、【6. 建て方－各階の床面積】に記載する数値は、以下をご確認ください。
8	申請書第二面 【6. 建て方－各階の床面積】	面積要件の対象とならない、階段下（物置として使用する場合を除く）や、サンルーム・パイプスペース等の建築基準法の床面積に参入する	【6. 建て方－各階の床面積】では、規模の基準面積を記載することとされているため、以下に示す部分の面積は除いた床面積としてください。

		部分の面積が除外されていない。	【階段部分・ホームエレベーター】 上下階の移動空間となる階段は床面積から除く。ただし、階段の下部が便所、収納又は居室や廊下等と一体となっている場合など、生活空間として利用する部分は除外する必要はない。 また、ホームエレベーターは階段部分とみなし、着床階において面積に算入しない。 【バルコニー等】 建築基準法の確認申請上、開放条件を満足できず、床面積に算入しているバルコニーの部分 【倉庫】 住棟の一部である外部から入る倉庫は床面積に参入しない。また、外部からだけではなく、内部からも入ることが出来る倉庫は、原則、面積に参入する（一戸建て住宅の一部と判断する。）。 ▼（参考） 長期優良住宅に係る Q&A https://www2.hyoukakyokai.or.jp/uc/files/choki_qa.pdf
9	申請書第二面 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	記入されていない。	設計住宅性能評価や長期使用構造等である旨の確認を受けている場合は、「別添設計住宅性能評価書（確認書）による」などの文言を記入してください。
10	申請書第四面 4. 住宅の建築の実施時期－着手予定年月日	長期優良住宅認定申請日（受付日）より着手予定年月日が前の日付となっている。	申請日以前の工事着手はできません。すでに工事に着手している場合は受付できません。 工事着手日が当初計画していた日より遅くなっている場合は、修正をお願いします。

			なお、長期優良住宅認定制度では、申請受付後は、当該申請の認定日を待って着工するなどの制限はありません。
11	配置図	・排水経路及び排水先の未記入。 ・隣地との高低差の未記入。 ・がけラインの未記入。	・雨水排水及び、汚水排水（浄化槽を含む）の経路及び排水先を配置図に記入するか、排水経路がわかる他の図面を添付してください。 ・隣地との高低差を記入してください。 ・隣地との高低差が2 mを超える場合は、がけラインを記入してください。また、必要に応じて、がけの断面図（建物とがけの位置関係の分かるもの）についても余白に記載するか、別紙で添付してください。
12	災害リスク申告書・建築規制申告書	申請者が変更、追加になった際の変更認定申請に、「災害リスク申告書」、「建築規制申告書」の添付は改めて必要か。	新しい申請者の「災害リスク申告書」、「建築規制申告書」を添付する必要があります（変更がない申請者との併記可）。
13	開発許可証の写し等	開発許可証の「その他の必要な事項」に「別紙許可条件」が記されている場合。	許可条件についても合わせて添付してください。
14	オンラインで申請された建築工事届	オンラインで申請された建築工事届には、県が受付けをしたことが分かる受付印は押印されない。一方、長期優良住宅認定申請に添付する建築工事届は受理機関の押印があるものとされているが、どのように対応すれば良いか。	建築工事届を県に提出したことが分かる書類として、オンライン申請のマイページにある申請内容画面を印刷し、建築工事届と合わせて提出してください。
15	図面	図面の添付漏れ	「長期優良住宅認定申請の添付図書一覧」をご確認下さい。 https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/302206.pdf

